

すみのエトピックス

3月24日と3月31日の日曜日に区役所を開庁します。



引越し等の手続きのために多くの方が利用される年度末の日曜日に、区役所を開庁し、下記の業務を行います。 **開庁時間** 9:00～17:30

★住民情報関係業務

- 転入・転出などの届出
※マイナンバーカードを利用した
転入届については、お取扱い
できない場合があります。
- マイナンバーカードに
関する事務
- 出生・婚姻などの戸籍の届出
- 戸籍全部(個人)事項証明書
(戸籍謄抄本)などの発行
- 住民票の写しなどの発行
(他市町村の住民票を除く)

- 印鑑登録の手続き
- 印鑑登録証明書の発行
- 外国人の住居地変更の手続き
- 義務教育諸学校の就学手続き

事前に申請書入力
ができます！

詳しくは下の
「ICTでちょっと便利」を
ご覧ください

マイナンバーカード・住民基
本台帳カードをお持ちの方は
忘れずにご持参ください。
※更新手続きをしないとカードが使えな
くなる場合があります。



問 区窓口サービス課(住民登録) 窓口⑦番 ☎06-6682-9963

★保険年金関係業務

(住所変更等に伴うものに限る)

- 国民健康保険の資格異動など
- 国民年金の各種申請書の受付
- 後期高齢者医療制度にかかる
各種届出の受付及び保険料
納付に関する業務

※関係機関への確認が必要なもの
などは、お取扱いできない場合
があります。

問 区窓口サービス課(保険年金) 窓口⑧番
☎06-6682-9956

ICTでちょっと便利 ～スマホを使って、 ちょっと便利に暮らしませんか？～



引越しされる方へ、インターネットからの申請が便利です



転出する場合の手順(大阪市外へ転出する場合)

- ＼手順／
① マイナポータルで引越しの手続きを行う
(住之江区役所への来庁は不要です)



- ＼手順／
② スマート申請で引越しに伴う引越し
以外の必要な手続きの確認等を行う。

※住之江区から大阪市内の他区に転出する場合もしくは住之江区内で転居する場合は、スマート申請のみご利用ください(新しい住所の区役所での手続きが必要です)。マイナポータルでの手続きは不要です。

マイナポータルのご案内

大阪市外へお引越しされる際にマイナポータルから「転出届」の提出ができます。マイナポータルで申請を行うと、これまでの住所の区役所への来庁は不要となります(海外への転出等の場合は来庁しての手続きが必要になります)。

ただし、引越日から14日以内に、新しい住所の自治体の窓口で「転入届」の手続きが必要となりますので、ご注意ください。

マイナンバーカード
があると便利！



マイナちゃん

手続きに
必要なもの

- マイナンバーカードまたはスマホ用電子証明書
※Androidのみ対応
- 日中に連絡のとれる電話番号
- 新しい住所 ※引越し先が決まってから申請してください。



詳しくは、デジタル庁
「マイナポータル」サイトを
ご確認ください。



スマート申請(事前申請)のご案内

(お引越しの際に、複数の手続きが必要な場合に便利です)

お引越しなどの際には、転出元や転入先の自治体に対して、ご家族の状況等によりお子様の就学や福祉サービスなど複数の手続きをしていただく場合があります。

「スマート申請(事前申請)」は、お引越しなどの際、区役所に来庁いただく前に、大阪市行政オンラインシステムの「手続き判定ナビ」で自身の状況に関する質問に回答いただくことで必要な手続きを判定し、申請する窓口や申請に必要な持ち物をご案内します。

また、同時に申請書を事前入力することもできるので、区役所で申請書を記入する手間を減らすことができます。

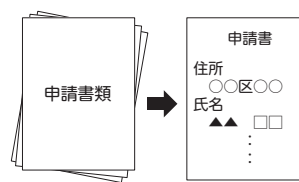
スキマ時間にスマートフォン・パソコン等から入力することができますので、便利な「スマート申請(事前申請)」をぜひ、ご利用ください。



スマート申請は
こちら



申請者は、来庁前に
PC・スマホで申請
内容を入力



(複数申請の場合)
共通事項は
1度での入力OK



申込番号
(12345678)

来庁し、窓口で
申込番号を伝え、
手続き・申請

窓口の待ち時間を
短縮するには

住之江区では窓口のWEB予約もでき
ます。スマート申請と合わせて、ご活用
ください。



問合せ

マイナポータルに関すること：
マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178
転入届・転出届に関すること：
区窓口サービス課(住民登録)窓口⑦番 ☎06-6682-9963
スマート申請に関すること：
区総務課(ICT・企画) 窓口④番 ☎06-6682-9909